

## 11 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量等に関する調

ア 引取数量

(単位:kL、円)

区 分	数 量	等
引 取 数 量 ①		298,531
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		53,854
差 引 計 ① - ② ③		244,677
欠 減 量	(特約業者分1/100)	2,382
	(元売業者分0.3/100)	18
計 ④		2,400
課 税 標 準 量 ③ - ④ ⑤		242,277
そ の 他 ( 申 告 納 付 等 ) の 分 ⑥		695
合 計 ⑤ + ⑥ ⑦		242,972
調 定 額		<b>7,779,030,263</b>

- (注) 1 この調は令和2年度において課税されたものについて作成した。  
 2 「引取数量」欄には法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。したがって、特約業者または元売業者の自己消費および法第144条の3に規定するみなし引取等は含まれていない。  
 3 「課税対象とならない数量」の欄には、法令に基づき課税免除された軽油の数量を記載した。  
 4 「その他(申告納付等)の分」欄には、法第144条の3の規定により課税されたものおよびみなす課税された軽油の数量を記載した。  
 欠減量とは、引取の段階において減少分を課税標準となる引取数量により一律に控除する量をいう。

イ 特別徴収義務者数

区 分	本 店 の 数	登 録 数	営 業 所 数
特別徴収義務者数	元 売 業 者	0	3
	特 約 業 者	45	144
計	<b>45</b>	<b>133</b>	<b>147</b>